

公益財団法人滋賀県産業支援プラザの役員等に対する報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）定款第13条および第29条の規定に基づき、理事、監事および評議員（以下「役員等」という。）の報酬（期末手当を含む。以下「報酬」という。）、通勤手当および費用弁償に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、常勤の理事とは、理事長、副理事長および常務理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(報酬・手当)

第3条 常勤の理事には、報酬等として次に定める報酬および通勤手当を支給する。

- (1) 報酬は、理事長および副理事長にあっては1人につき年額5,500千円、常務理事にあっては1人につき年額5,000千円を超えない額の範囲内で、理事会において支給額を決定する。
- (2) 通勤手当は、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月17日滋賀県条例第27号）第11条によるものとする。
- 2 前項にかかわらず、県から派遣された常勤の理事については、滋賀県と締結した職員派遣に関する取決書に基づく手当を支給する。
- 3 非常勤の役員等には、理事会および評議員会への出席、監事の監査の執行および支援プラザの業務および財産の状況調査、理事の支援プラザを代表しての業務および事務局会議への出席等の業務に従事した都度、定額を支給する。
- 4 役員等には、退職慰労金およびこれに類するものは支給しない。

(報酬の算定方法)

第4条 非常勤の役員等の報酬は、前条第2項の業務に従事した都度1人1日8千円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事の報酬等は、職員の給与の支給等に関する規則（昭和32年8月31日滋賀県人事委員会規則第5号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する日および職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年12月23日滋賀県人事委員会規則第22号）第17条に規定する日に現金で支給し、非常勤の役員等の報酬は、業務に従事した都度支給するものとする。ただし、法令に基づき報酬等から控除すべき額がある場合は、その役員等に支払うべき報酬等の額から、その額を控除して支払うものとする。

2 報酬等の支給方法は、規則第2条の2に規定する方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

- 第6条 役員等には、職務を行なうために要する費用の弁償として旅費を支給する。
- 2 旅費の額は、滋賀県旅費支給条例（昭和 46 年 3 月 25 日滋賀県条例第 11 号）によるものとする。
- 3 旅費の支給方法は、前条第 2 項に規定する方法によって支払うことができる。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行なう。

(補則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザの設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人滋賀県産業支援プラザ役員給与および旅費支給規程（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。